



年金

日本国内に居住している20歳から60歳までのすべての方は、公的年金に加入します

国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳から60歳までの方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

	どんな人が？	加入の届出は？	保険料の納付は？
第1号	無職・自営業者など	ご自身で役場へ届出	ご自身で納付
第2号	会社員・公務員など	勤務先が届出	勤務先で納付
第3号	専業主婦など	配偶者(第2号)の勤務先が届出	なし(配偶者の制度が負担)

加入者は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。結婚や就職、転職などで加入するグループが変わったときは、2週間以内に手続きをすることが必要です。

◎ 第1号、第2号、第3号の被保険者期間(保険料納付済期間及び保険料免除期間)を合計して、25年で老齢基礎年金の受給資格が得られます。また、保険料納付済期間が40年(20歳~60歳)で満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

◎ 国民年金は、20歳から60歳まで加入が義務付けられています。希望すれば65歳までの間、任意加入が得られます。

60歳までに25年の受給資格期間を満たしておらず、老齢基礎年金の受給資格がない方は、任意加入することにより、受給資格を得られる場合があります。また、40年(480月)の納付済期間がないため、老齢基礎年金を満額受け取れない場合は、受給額を満額に近づけることもできます。

退職された方は、国民年金の「種別変更」の届出が必要です

国民年金の加入者は、職業などの違いに応じて、第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者の3つの「種別」に区分されています。これまで厚生年金に加入していた方は、第2号被保険者でしたが、退職に伴い被保険者の「種別」が変わりますので、国民年金の種別変更届が必要になります。

退職したら、すぐに種別変更の手続きをするようにしてください。

退職して自営業や無職(求職中)になった方は、第1号被保険者になります。

また、扶養している配偶者がいる場合は、配偶者も第3号被保険者から、第1号被保険者になります。

第1号被保険者の方は、月額14,100円(平成19年度)の国民年金保険料の納付が必要です。

保険料の納付は口座振替が大変便利です。

所得の減少や失業などによって保険料の納付が困難な場合は、「国民年金保険料免除制度」「若年者(30歳未満)納付猶予制度」をご利用ください。(一定の基準があります)申請の手続きは、役場の国民年金の窓口または社会保険事務所年金手帳・印鑑が必要です。(失業の場合は「雇用保険受給資格者証」又は「離職票」の写しが必要です)

問い合わせ

松山西社会保険事務所

国民年金保険料課

☎925-5175

役場町民課住民係

☎985-4106

介護保険

介護保険料の特別徴収(年金天引き)について

介護保険料を特別徴収(年金天引き)により納めている方は、8月で仮徴収が終了し、10月より本徴収がはじまります。7月で確定した年間保険料額から、仮徴収期に納めて

いただいた保険料を差し引いた額を本徴収額として、10・12・2月の年金から納めていただきます。

また、本年度より12月又は2月から特別徴収がはじまる方がおられます。対象となる方には、特別徴収がはじまるおおむね2か月前にお知らせします。

なお、平成20年2月に納めてもらう介護保険料と同額を、引き続き平成20年4月に納めていただくこととなります。

問い合わせ

役場介護保険課総務管理係

☎985-4115

年度	19年度	18年度	年度
20年度	19年度	18年度	年度
4月	2月	2月	支払月
	12月	4月	
	10月	6月	
	8月	4月	
		2月	
			徴収区分
			本徴収
			仮徴収
			本徴収(年間保険料額-仮徴収額)
			仮徴収